

消費生活 トラブル

ある日突然「これからボイラーの点検にうかがいます」と電話がかかってきた。知らない業者なので不審に思ったが、無料だというので応じることにした。点検後「このまま使い続けると危ない。故障すると修理に1ヶ月以上かかる。早めに買い替えた方がよい」と言われて不安になり、勧められるまま高額な電気給湯器の契約をしてしまった。後で家族に話をしたところ高すぎると反対されたので、解約したい。

今月の相談



給湯器の点検商法

曾於市消費生活弁護士 相談会のお知らせ

日 程 7月8日(水)
時 間 午前10時～正午
場 所 市役所本庁南棟
2階 多目的室②
定 員 4名
相談時間 1人30分
※相談無料。事前申込み順です

その3

断り切れずに契約してしまった場合でも、訪問販売であれば契約書面を受け取った日を含めて8日間はクーリング・オフができます。

その2

点検後に製品や保守サービスなどの購入を勧められても、その場ですぐ契約しないようにしましょう。心配な時は元々の購入先やメーカーなどに相談しましょう。

その1

給湯器やボイラーの点検を口実に訪問し、消費者の不安をおおるなどして新たに製品を購入させる手口です。安易に点検に応じないようにしましょう。

お問い合わせ

消費生活センター ☎ 0986-76-8823 困った時は、早めに消費生活センターにご相談ください。

私たちの 体操教室

大隅町

すずらん体操教室



令和5年4月から体操教室を始め、今年で4年目に入りました。体操教室をきっかけに仲良くなった仲間達と『楽しく、大声で笑う』をモットーに元気に体操に取り組んでいます。またニュースポーツを楽しんだり、元気度アップポイントを利用し食事に出かけたりして交流を深めています。これからもみんなで体操を頑張って、ポイントを貯めるぞー!!



キラリさん
上ノ瀬 サエ子さん

わたしたちの教室の
開所当初から参加する最年長94歳のサエ子さん。野菜や花づくりが好きで、元気の秘訣は畑仕事。週1回の体操教室を楽しみにしています。

お問い合わせ

福祉介護課 地域・高齢者支援係 ☎ 0986-76-8807